

特設相談所を開設します

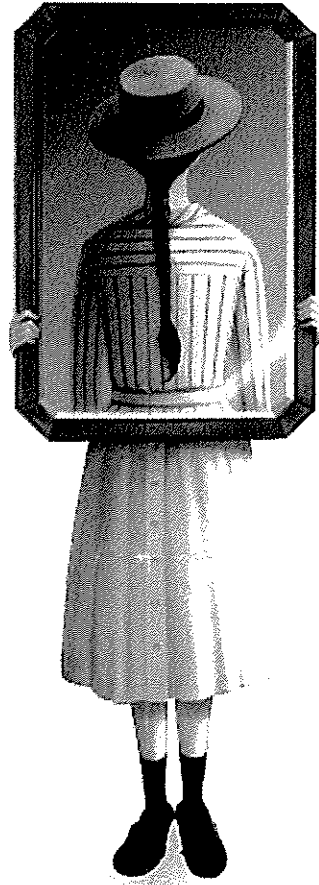
日時 令和2年11月26日(木)

午前10時～午後3時

場所 小値賀町離島開発総合センター

「誰か」の「こと」

じやない。



第72回

人権週間

12月4日～10日

12月10日は人権デーです。

法務局では、人権侵害による被害を受けた方を救済するための活動を行っています。お気軽にご相談ください。

みんなの人権110番

ゼロ ゼロ みんなの ひやく とお ばん

0570-003-110

子どもの人権110番 0120-007-110

(24時間受付)

女性の人権ホットライン 0570-070-810

ゼロ ナン ゼロ の ハートライン

外国語人権相談ダイヤル 0570-090-911

インターネット
人権相談受付窓口

<https://www.jinken.go.jp/>

(パソコン・スマートフォン・
携帯電話共通)

